

I. 子育て支援と健康福祉の充実

1. 子どもが元気に成長できるまちづくり
2. だれもが健康で暮らせるまちづくり
3. 高齢者が生きがいをもって暮らせるまちづくり
4. お互いに思いやり支えあうまちづくり

東小3年 濱田 耕輔さん



I 子育て支援と健康福祉の充実

1. 子どもが元気に成長できるまちづくり

1-1. 子育て支援の充実

● 現況と課題

少子化が進行するなか、女性の社会進出による子育てと仕事の両立、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行による育児の孤立化、地域の子ども同士の遊び場不足など子育て環境は複合的に深刻化しています。

本市では、平成8年度に「津山市エンゼルプラン」を策定し、保育サービスや子育て支援などの施策を推進してきました。また、平成12年度には保育サービスの多様化や出産、育児に対する不安、児童虐待などの新たな課題に対応するための施策を定めた「つやまし新エンゼルプラン」を策定しました。

さらに、平成16年度には、「津山市子育て支援行動計画」を策定し、従来の保育サービスの充実に加えて、地域の子育て支援や児童相談体制等を充実させ、推進しています。

今後、安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、保育所（園）、幼稚園や児童館が地域の子育て支援の拠点としての役割を果たしていくことや、放課後児童健全育成事業の充実、児童虐待等への対応のための体制の整備、企業における育児休業制度の普及など雇用環境の整備が大きな課題となっています。また、老朽化した保育所統合や民間活力の導入による施設とサービスの充実など、今後の保育所のあり方についての検討が必要です。

■ 乳幼児人口と保育所（園）の措置児童の推移

単位：人、箇所、%

	人 口	乳幼児人口	保育所（園）数	定 員	入所（園）者数	入所（園）率	充足率
平成14年	111,722	6,643	31	2,735	2,715	41.2	99.3
平成15年	111,583	6,586	31	2,832	2,797	43.0	98.8
平成16年	111,484	6,638	31	2,890	2,877	43.5	99.6
平成17年	111,149	6,616	31	2,940	2,987	45.2	101.6
平成18年	110,911	6,557	31	2,940	3,043	46.4	103.5

※入所（園）率＝定員／乳幼児人口、充足率＝入所（園）者数／定員

■ 児童福祉施設の概要

平成18年4月1日現在

種 別	施設数	定 員（人）
助産施設	2	2
養護施設	3	150
保育所（園）	31	2,940
児 童 館	4	

■ 児童遊園地

単位：箇所

年度 区分	13	14	15	16	17
公 立	8	7	7	7	7



■ 合計特殊出生率

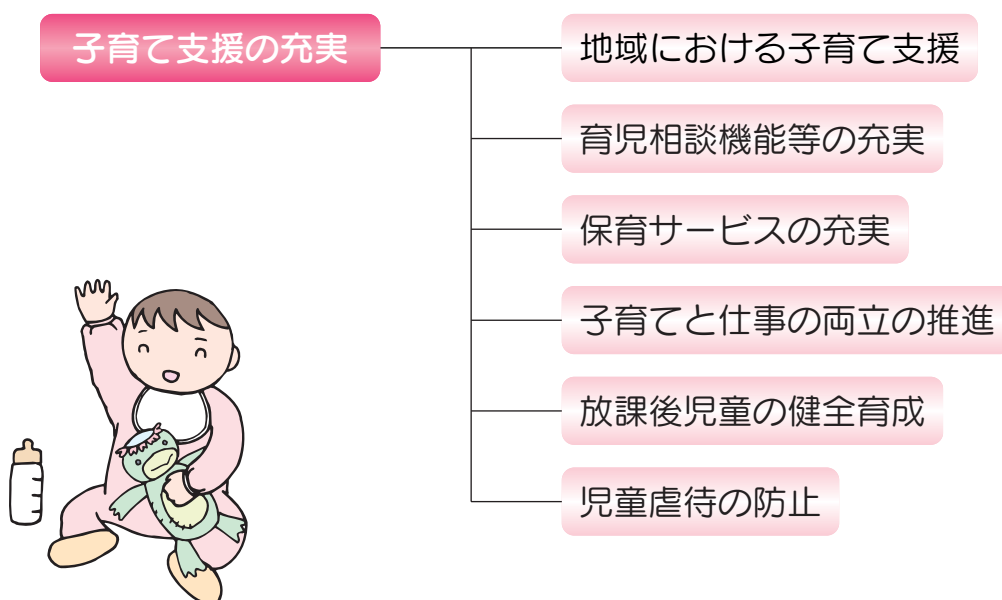
	旧津山地域	加茂地域	阿波地域	勝北地域	久米地域	県	国
平成12年	1.72	1.70	2.40	2.01	1.74	1.51	1.36
平成13年	1.72	1.70	2.40	2.01	1.74	1.46	1.33
平成14年	1.68	1.57	1.67	1.75	1.73	1.44	1.32
平成15年	1.56	1.86	3.49	1.30	1.61	1.38	1.29

※合計特殊出生率＝（母の年齢別出生数／年齢別女子人口） 15～49歳までの合計
15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むときの子ども数に相当する。

基本方針

次代を担う子どもを安心して生み育てることができるよう、家庭や地域の子育て機能の強化に努めるとともに、保健、福祉、医療、教育が一体となった子育て支援体制の充実を図ります。

基本的施策



I 子育て支援と健康福祉の充実

施策の方向

1. 地域における子育て支援

子どもが健やかに育つよう家庭はもとより地域、学校、企業と連携し、総合的・有機的な少子化対策、子育て環境の整備に取り組みます。

児童館や保育所（園）を拠点とした子育て支援センター事業、一時保育事業、つどいの広場事業、ファミリー・サポート・センター（注）事業など地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

また、身近な地域で親同士が交流できる機会を確保するとともに、子どもが安全に遊べる場の整備を図ります。

2. 育児相談機能等の充実

妊娠、出産、育児に関する相談窓口における情報の共有化を図り、総合的な子育て情報の提供により、子育てに対する不安の解消に努めるとともに、子育て意識の高揚を図ります。

また、乳幼児の成長に合わせた保健事業の推進、療育相談や発達相談などができるよう体制の充実に努めます。

3. 保育サービスの充実

保育ニーズの的確な把握に努め、延長保育、休日保育、障害児保育、病後児保育など保育サービスの充実に努めるとともに、保育所（園）の計画的整備や統合、幼保一元化や民営化の推進に努めます。

4. 子育てと仕事の両立の推進

育児休業制度の普及や働きやすい勤務形態、男性の子育てへの参加の促進など働き方の見直しについて企業の協力のもとに推進を図ります。

5. 放課後児童の健全育成

低学年児童の放課後健全育成対策として、放課後児童クラブの開設と施設の充実を図ります。

また、地域子ども教室推進事業（注）との連携を図り、総合的な放課後対策の推進に努めます。

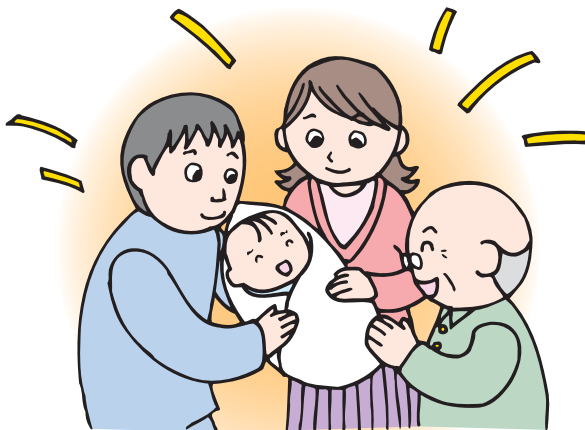
6. 児童虐待の防止

児童虐待など多様化する家庭問題に対応するため、児童相談所、保健所等の関係機関と連携した相談、指導を充実します。

また、町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員、ボランティア等と連携した地域の児童虐待防止ネットワークの組織化を進めます。



主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○地域子育て支援事業 子育て支援サービスの充実			
○ファミリー・サポート・センター事業 センターの管理運営			
○乳幼児育成事業 医療費の助成			
○特別保育事業 保育サービスの充実			
○保育施設整備事業 保育所（園）の整備			
○放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブの開設、運営など			



I 子育て支援と健康福祉の充実

2. だれもが健康で暮らせるまちづくり

2-1. 健康づくりの推進

● 現況と課題

わが国は、生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命の伸びが著しく、世界一の長寿国となりました。

本市の65歳以上の高齢者人口も年々増え、医療費の増加や、寝たきりや認知症等の介護問題が深刻な状況となっています。

これまでの保健医療対策は、疾病の早期発見、早期治療を中心に一定の成果をあげてきましたが、全死因に占める三大生活習慣病（注）の割合は、5割を超えています。ストレス等による生活習慣病や精神的な疾患も増加傾向にあります。

これからは、健康を増進し、発病そのものを抑制する施策のさらなる推進が求められています。

本市は、平成14年度に健康づくり計画「健康つやま21」を策定し、壮年期死亡の減少や、介護を必要とせずに元気で活動的に暮らせる期間の延伸を図り、市民の生活の質を向上させることなどに取り組んできました。

また、次代を担う子どもの健全な発達のためには、食習慣は大切であり、食の健全化に向けて、食育（注）の推進や乳幼児期からの正しい生活習慣を確立することが、重要な課題となっています。

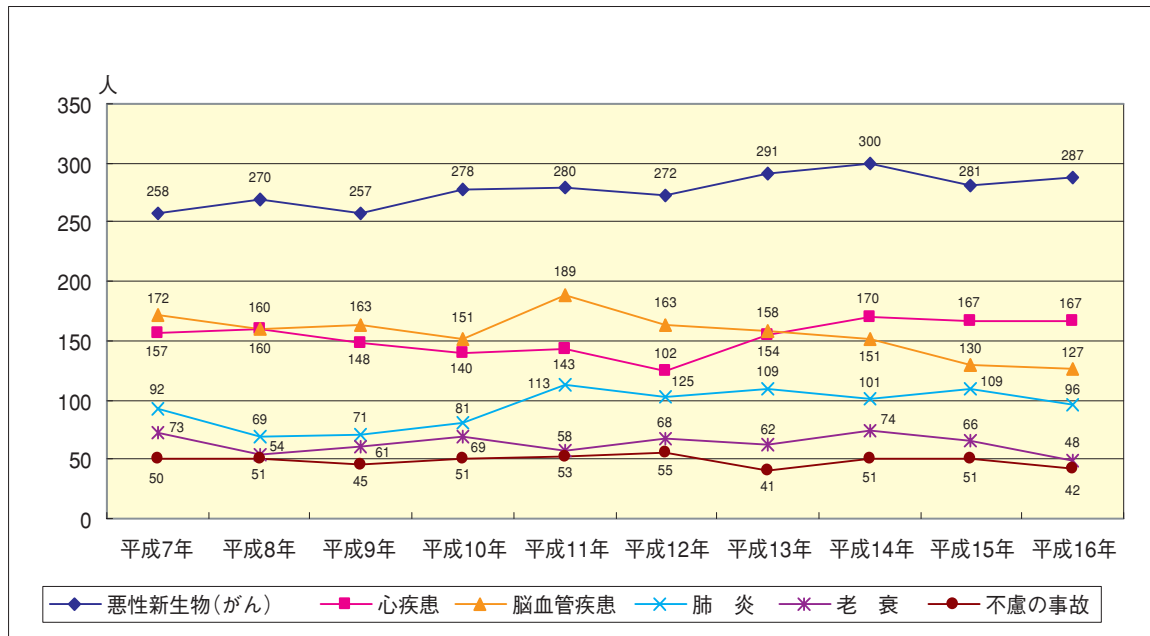
■ 生活習慣病健（検）診の状況

単位：人、%

区分 年度	基 本 健 診			胃がん検診			子宮がん検診		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
平成14年	19,263	8,599	44.6	15,630	6,881	44.0	12,642	3,726	29.5
平成15年	19,266	9,374	48.7	15,655	7,355	47.0	12,695	3,979	31.3
平成16年	19,052	9,281	48.7	15,742	7,525	47.8	12,562	3,617	28.8
平成17年	19,246	9,308	48.4	15,675	6,967	44.4	15,149	3,604	23.8



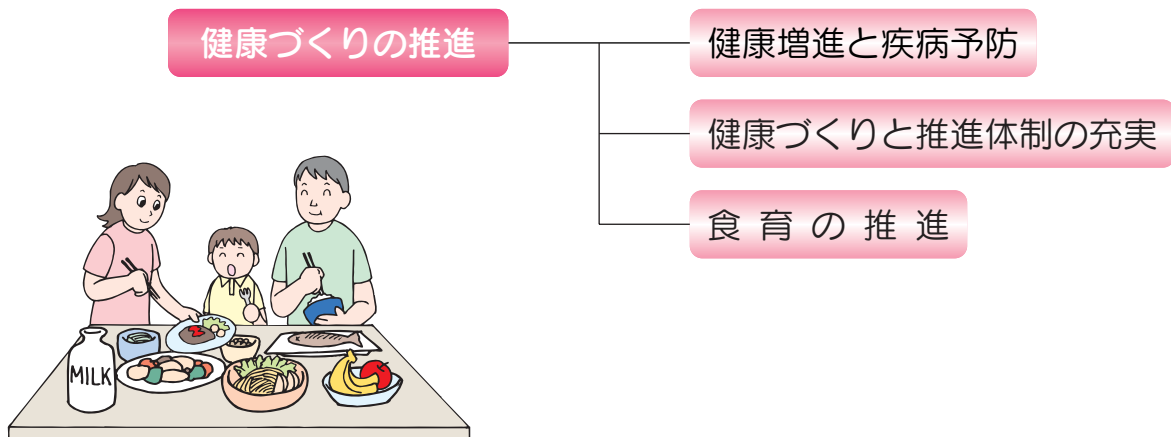
■ 主要死因別人数の推移



基本方針

「自分の健康は自分で作り守る」という視点から、生活習慣の改善、疾病予防、早期発見・治療など一体的な健康づくりを推進します。また、食の健全化に向けた食育の推進を図ります。

基本的施策



I 子育て支援と健康福祉の充実

施策の方向

1. 健康増進と疾病予防

生涯を通じていきいきと暮らせるよう健康管理や疾病予防等の健康に対する意識の啓発と正しい知識の普及に努めます。

また、一人ひとりが個々の身体状況に応じた栄養、運動、休養のバランスがとれた生活習慣を身につけられるよう保健事業を充実させ、生活習慣病や心の病を予防します。

さらに、疾病の早期発見・治療のため、健康診査や各種相談等を充実させるとともに、年齢や体力に応じた健康・体力づくりを推進し、健康の保持・増進、疾病予防に努めます。

2. 健康づくりと推進体制の充実

一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう、医療機関や関係団体との連携を図り、支援体制を充実します。

また、愛育委員、栄養委員等健康づくりを推進する人材の育成と組織の強化に努めます。

3. 食育の推進

生涯にわたって健やかに暮らすため、子どものころから正しい食習慣を身につけ、食に関する適切な判断力を養うことができるよう、正しい知識の普及に努めるとともに、家庭、地域、学校などと連携を図り、支援体制を充実します。

食の安全性が確保され、伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の普及に努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○訪問指導事業 保健師、看護師、栄養士等による 訪問指導			
○健康づくり推進事業 健康教育・健康相談・健(検)診の 充実、予防接種、感染予防など			
○市民の健康と福祉のまちづくり 推進事業 市民の健康と福祉のまちづくりの推進			



2-2. 医療体制の充実

● 現況と課題

少子高齢化が急速に進むなかで、地域医療に対するニーズの多様化、高度化、専門分野化などに対応し、子どもから高齢者まで、だれもが安心して良質な医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備、充実が求められています。

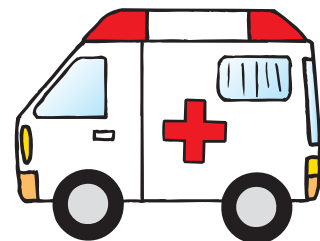
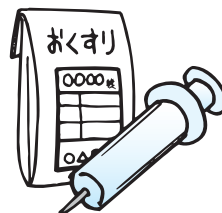
本市の救急医療体制は、いつでもどこでも適切な医療がより早く受けられ、だれもが安心して日常生活を送ることができるように、初期救急、二次救急、三次救急（注）にわたる系統的な医療体制で365日24時間の診療体制を整備しています。しかし、初期救急患者が重篤患者を対象にしている三次救急施設に集中し、本来の救命救急医療に支障が出ているという課題があり、傷病程度に合わせた適切な救急医療の利用を啓発し、円滑な救急医療体制づくりが求められています。また、疾病構造の変化などに対応するため、医療機関の連携強化や機能分担を図る必要があります。

歯科診療は、歯科診療センターを拠点として休日救急診療を行っています。また、心身障害者診療や寝たきり老人歯科診療などを実施していますが、その体制を整備、充実していく必要があります。

■ 医療施設の状況

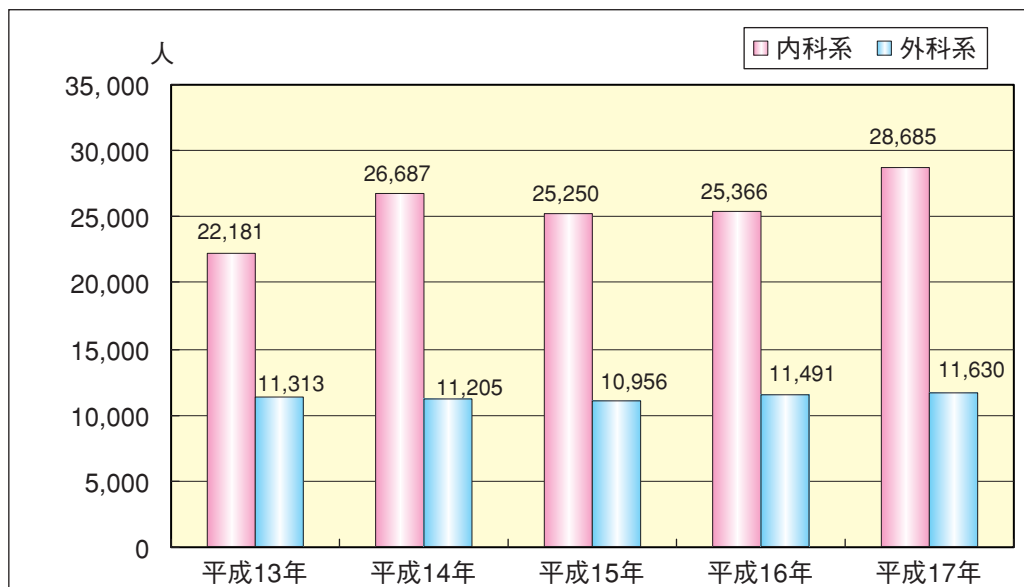
平成18年5月現在

病 院										診 療 所						無床施設	歯科診療所	助産所	薬局
総 数		精 神			一 般					総 数		有床施設							
施 設	病 床	施 設	病 床		施 設	病 床				施 設	病 床	施 設	病 床						
			精 神	一 般		結 核	一 般	感 染 症	療 養				一 般	療 養					
12	1,880	2	629	0	10	30	863	8	350	107	437	25	363	74	82	55	1	62	



I 子育て支援と健康福祉の充実

■ 救急患者数の推移



基本方針

医療に対する多様なニーズに応え、適切な医療サービスが受けられるよう医療機関相互の機能分担と連携強化に努めます。

基本的施策

医療体制の充実

地域医療体制の充実

救急医療体制の充実

施策の方向

1. 地域医療体制の充実

地域で初期治療を担う、かかりつけ医の市民への普及を図るとともに、医療機関相互の機能分担と連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

2. 救急医療体制の充実

医療機関や搬送機関との円滑な連携のもと、救急患者に24時間体制で対応できる救急医療体制の充実に努めます。

歯科救急に対処するため、歯科医療機関との連携によるセンター方式により、休日歯科救急医療体制の充実に努めます。



3. 高齢者が生きがいをもって暮らせるまちづくり

3-1. 高齢者福祉の推進

● 現況と課題

わが国は、すでに人生80年の長寿社会が到来しており、高齢者人口は約2,300万人、高齢化率は19.5%に達しています。高齢者人口は今後も引き続き増加し、10年後には高齢化率が26.0%に達するものと予想されます。

平成18年4月現在における本市の高齢化率は23.3%に達し、全国平均を大きく上回っています。

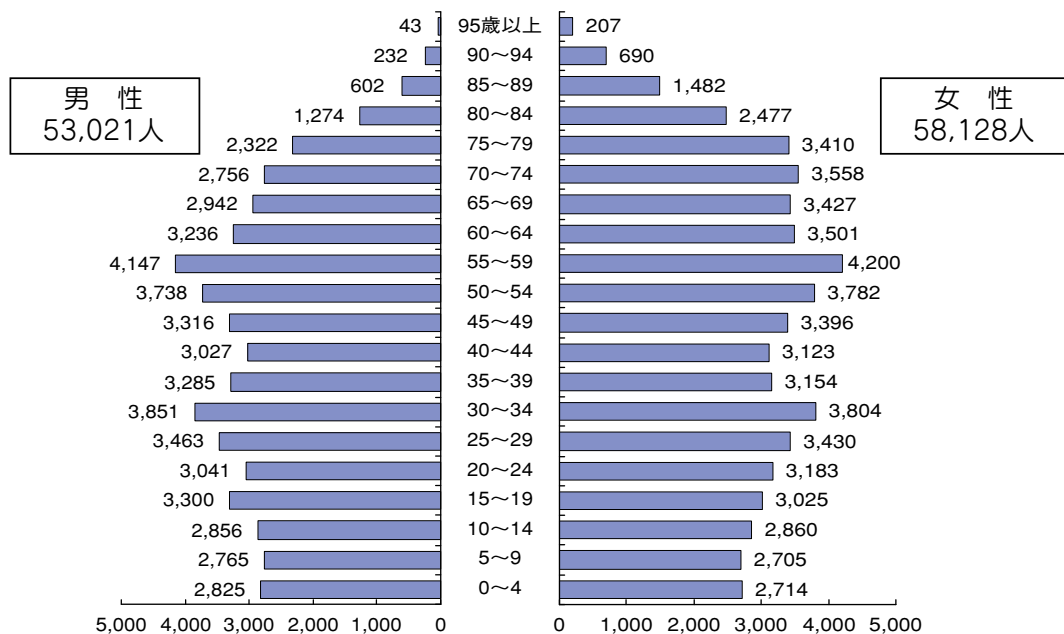
今後、75歳以上の後期高齢者人口の割合が大きくなることが予測され、寝たきりや認知症などの要介護高齢者への援護がさらに必要となってきます。

一方、核家族化の進行や女性の社会進出、扶養意識の変化などにもとない、家庭での介護能力が低下しているため、増大する高齢者の介護需要に対応していく高齢者福祉サービスの充実が求められています。

また、増え続ける高齢者への虐待防止のために、関係機関と連携を図り、早期発見を行い適切な対応を図っていかねばなりません。

さらに高齢者が、地域で、生きがいをもって生活できるとともに、長年培ってきた知識、経験を活かしていける環境づくりが求められています。身近な地域での福祉に関する情報の提供や相談の窓口が必要であり、また、介護や医療、買い物等の日常生活における、外出支援体制の確保も必要です。

■ 人口ピラミッド



I 子育て支援と健康福祉の充実

■ 津山市の高齢者人口（4月1日現在）

年 度	総人口	65 歳以上高齢者数	65 歳以上の比率
平成 17 年度	111,149 人	25,422 人	22.87 %
平成 18 年度	110,911 人	25,809 人	23.27 %

基 本方針

高齢者が住み慣れた地域で知識や経験を活かしながら、健康で心豊かに生活できるよう、社会参加、働く場の確保など生きがいのある環境づくりに努めます。

また、高齢者が介護を必要とする状態にならないよう自立支援と介護予防に取り組むとともに介護者の負担の軽減に努めます。

基本的施策





施策の方向

1. 高齢者が活躍できる環境づくりの推進

活動的で生きがいに満ちた生活を実現するため、高齢者が就労やさまざまな社会活動に参加できる環境づくりを進めます。

高齢者の長年培ってきた知識や経験、技能など多様な能力を発揮できるように社会参加を促進するとともに、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などへの参加や、世代間のふれあい交流などを通じて、心豊かな生活の実現をめざします。

2. 地域における生活支援の推進

高齢者の健康状態の悪化を防ぎ、要介護状態に陥らないようにするため、高齢者福祉サービスの充実に努めます。また、介護に当たっている家族の介護知識・技術の習得、元気回復、経済的負担の軽減を図るなど、家族介護者の支援を行います。

さらに、地域包括支援センターや関係機関等との連携を図りながら、高齢者や家族など、だれもが気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、高齢者の虐待防止など人権擁護に努めます。

3. 高齢者にやさしいまちづくりの推進

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員や社会福祉協議会などが中心となり、地域住民やボランティアなどの幅広い参加のもと、健康と福祉のまちづくりや地域ケアシステム（注）の推進など町内会単位での活動が活発に展開されるよう支援します。

また、道路の安全確保や段差解消、公共施設のバリアフリー化など、高齢者が安心して生活できる住環境の整備を進めます。さらに、災害時における安全確保、移動交通手段の充実、ＩＴ（注）を活用した見守りなど、高齢者を支える体制づくりに努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○介護保険推進事業（再掲） 地域包括支援センター設置・運営事業	→		
○在宅福祉対策事業 移動交通手段の充実、ＩＴを活用した見守り、災害時における安全確保など	→		
○市道整備事業（再掲） 主要市道、橋梁などの整備、交通安全施設の整備、歩道などのバリアフリー化	→		
○市民の健康と福祉のまちづくり推進事業（再掲） 市民の健康と福祉のまちづくりの推進	→		

I 子育て支援と健康福祉の充実

3-2. 介護保険事業の推進

● 現況と課題

高齢社会を迎え、介護問題が老後の最大の不安要因となり、高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして、平成12年に介護保険制度が創設されました。

制度発足以来、本市の要介護認定者は毎年10%程度の割合で増えており、介護サービス給付費も年々増加しています。

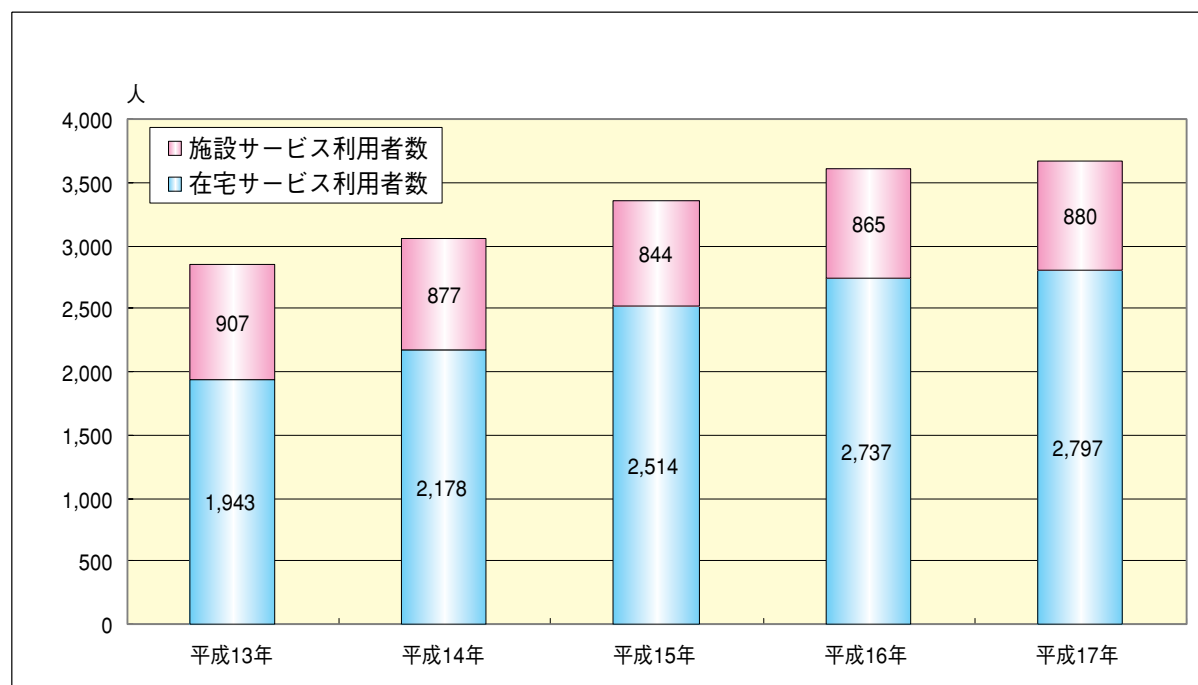
平成17年の制度改革により、総合的な介護予防システムの確立が課題となっており、介護予防対象者の早期発見、早期対応のしくみと効果的な予防サービスの実施が必要であり、また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域包括支援センターや介護予防拠点、地域密着型サービスなど、地域における介護サービス基盤の計画的な整備が求められています。

このため、平成26年度を目標年次とする介護保険事業計画による適正な事業運営が必要です。

さらに、介護サービス供給量の地域格差のない介護予防、生きがい支援を含めた地域ケアシステム（注）の構築が求められています。

■ 介護サービス利用状況

※各年10月現在の利用状況





基本方針

介護サービスを適正に提供するため、介護保険事業者等との連携を強化しながら、介護サービス基盤の充実に努めます。また、地域包括支援センターを中心に地域や事業者などと連携し、高齢者を支える総合的な地域支援システムの構築を図ります。

基本的施策

介護保険事業の推進

介護保険サービスの充実

介護予防の推進

施策の方向

1. 介護保険サービスの充実

介護保険制度に基づく適切なサービスが提供できるよう、サービス量の確保や質の向上を図ります。

公平公正で適切なサービスの提供のため、介護支援専門員や介護サービス等提供事業者の専門職の支援、ケアプラン作成やサービス担当者会議の開催などの支援を行うとともに、地域ケア会議の活用を図っていきます。

さらに、総合相談窓口としての機能を持つ地域包括支援センターを中心に、福祉関係施設、関係機関などとの連携を図りながら、権利擁護事業等への適切な対応に努めます。

2. 介護予防の推進

地域包括支援センターが取り組む「新予防給付」と「地域支援事業」の実施により、生きがい活動支援やミニデイサービスなどの適切なサービスの提供に努めます。

また、市民への啓発活動、インフォーマル・サービス（注）の支援、当事者団体等の活動支援、家族介護支援等を行い、市民参加による介護予防推進を図るとともに、地域ケアシステムの構築を推進します。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○介護保険推進事業 地域包括支援センターの設置、 運営など			

I 子育て支援と健康福祉の充実

4. お互いに思いやり支えあうまちづくり

4-1. 地域福祉の推進

● 現況と課題

本市は、これまで地域福祉の担い手を養成するため、津山コミュニティ学院事業や津山市民福祉士認定事業に取り組んできました。

また、連合町内会支部単位で、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブなどによる「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」を組織し、健康づくりや地域福祉推進のための事業を進めてきました。

しかし、少子高齢化の進展等により、地域社会への関心や連帯感が希薄となっています。これからは、人と人とのつながりを再構築し、地域で高齢者や障害者などを見守るための地域ケアシステム（注）を定着させていくことが求められています。

今後は、生活に密着した身近な地域ごとにきめ細かな支援ネットワークを組織化し、要援護者の早期発見から支援までの一貫した地域福祉活動を展開していくことが必要です。

さらに、高齢者や障害者などが安心して快適に生活ができるよう、バリアフリーのまちづくりへの取り組みが求められています。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせ、主体的に交流参加できるぬくもりのある地域福祉をめざしていくために、その中核的役割を担う社会福祉協議会との連携を図るとともに、ボランティア、NPO（注）などとの協働を進めていくことが必要です。

基本方針

ノーマライゼーション（注）の理念のもと、だれもが住み慣れた地域で幸せに暮らせるよう、ボランティア活動等の自主的活動を促進するとともに、高齢者、障害者などが安心して快適な生活を送ることのできるまちづくりを推進します。



基本的施策

地域福祉の推進

地域福祉活動の推進

福祉的都市環境の整備

施策の方向

1. 地域福祉活動の推進

だれもがひとりの人間として尊厳を保持し、自立して地域社会で暮らしていける環境づくりに向け、市民の健康と福祉のまちづくり推進会議や社会福祉協議会、民間団体等との協働による地域福祉活動の展開、さらに地域ケアシステムの定着をめざします。

2. 福祉的都市環境の整備

市民、企業と連携し、だれもが安心して快適に生活できるようバリアフリーの視点に立ったまちづくりを推進します。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○市民の健康と福祉のまちづくり 推進事業（再掲） 市民の健康と福祉のまちづくりの推進			
○市道整備事業（再掲） 主要市道、橋梁などの整備、交通安全 施設の整備、歩道などのバリアフリー化			

I 子育て支援と健康福祉の充実

4-2. 障害者福祉の推進

● 現況と課題

本市の障害者は、増加傾向にあり、高齢化、重度化が進んでいます。身体障害、知的障害、精神障害を有する人（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）は、平成17年度末で5,803人となっています。

こうしたなかで、平成8年度に「津山市障害者計画」を策定し、障害のある人もない人もともに住み慣れた地域で心豊かに暮らしていける社会の実現をめざして、障害者施策を推進してきました。

特に、増加傾向にある自閉症等軽度発達障害児の早期発見、早期治療を課題として療育事業を推進するとともに、療育者の養成を目的に平成12年度から「津山市地域療育セミナー」を開催しています。

今後、この療育事業には、障害児の受け入れ体制や施設、設備の整備、充実が求められています。

また、平成12年には、「こころ」「もの」「情報」のバリアフリー社会をめざした「人にやさしいまちづくり条例」を制定し、市民参加で安心して生活できるまちづくりを進めています。

平成14年、精神障害者の福祉サービス利用窓口は県から市町村に移管され、精神障害者の社会復帰に向けた取り組みを、県と連携して行っています。また、障害者（児）福祉に関する制度では、平成15年以降、「措置制度（注）」から、利用者本位の考え方に立つ「支援費制度（注）」に移行しました。

さらに、平成17年には、障害者自立支援法が制定され、障害者の福祉サービスの一元化、就労支援、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化が求められています。

■ 身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分 \ 年 度	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
視 覚 障 害	388	378	375	364	382
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	418	413	405	388	393
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害	44	40	39	38	40
肢 体 不 自 由	2,623	2,611	2,623	2,582	2,646
内 部 障 害	1,048	1,136	1,200	1,198	1,292
合 計	4,521	4,578	4,642	4,570	4,753



療育手帳所持者数

単位：人

年度 区分	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
A	226	234	242	239	249
B	354	370	370	386	459
合 計	580	604	612	625	708

精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

年度 区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
1級	35	42	47	70
2級	140	168	196	221
3級	43	46	49	51
合 計	218	256	292	342

精神障害者通院医療費公費負担件数

単位：人

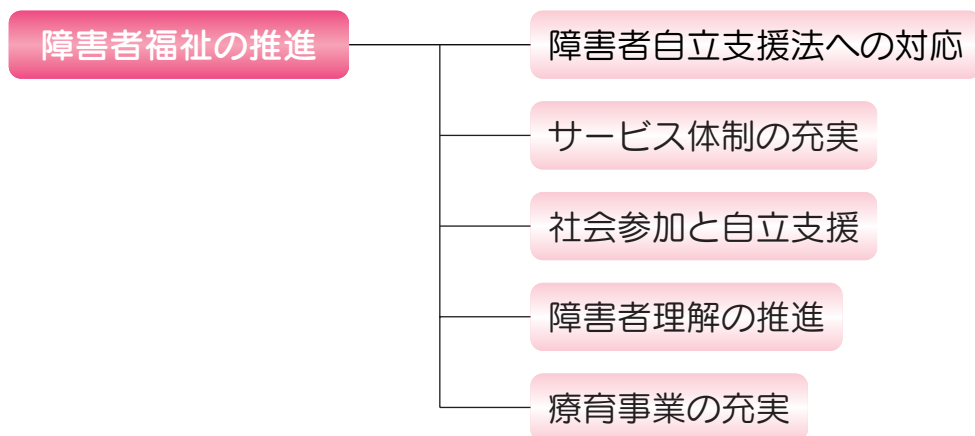
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
923	977	1,069	1,117

基本方針

障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう、さまざまな課題への対応を図り、障害者が安心して、生きがいをもって生活できる地域社会の実現に向けた環境づくりに努めます。

I 子育て支援と健康福祉の充実

基本的施策



施策の方向

1. 障害者自立支援法への対応

障害者自立支援法に対応した新しい障害者計画を策定し、障害者福祉サービスの一元化や地域生活、就労を進め、自立を支援します。

また、新しい障害者福祉サービスについての制度周知と適切な事務処理の推進に取り組みます。

2. サービス体制の充実

心身の障害を早期に発見するため、保健指導の拡充や健康診査、健康教育等の推進を図ります。

また、医療機関との連携により、適切な医療等の提供に努めるとともに、必要に応じて教育分野との連携を図ります。

3. 社会参加と自立支援

障害者が、生きがいを見つけ充実した生活が送れるよう、文化・スポーツ活動や地域づくりへの積極的な参加を促進します。

また、福祉のまちづくりのために、道路、公園、公共的建物等のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン（注）によるまちづくりに努め、移動・交通手段の充実や住宅環境の整備、災害時の安全確保の対策に取り組みます。

4. 障害者理解の推進

障害者に対する理解やノーマライゼーション（注）の理念の普及に努めるために、文化、スポーツなどの交流事業の開催や広報活動を積極的に行うとともに、障害者及び障害者団体の自主的な啓発活動を支援し、ボランティア活動の促進に取り組みます。

5. 療育事業の充実

療育を必要としている子どもに対して、適切な相談や訓練を行うことがきるよう、療育事業の環境整備や体制の充実に努めます。



主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○障害者福祉推進事業 新障害者計画の策定・実施、ふれあい交流行事の開催	→		
○在宅福祉対策事業 移動交通手段の充実、災害時における安全確保など	→		
○市道整備事業（再掲） 主要市道、橋梁などの整備、交通安全施設の整備、歩道などのバリアフリー化	→		
○地域療育推進事業 地域療育施設の整備・充実など	→		



I 子育て支援と健康福祉の充実

4-3. 低所得者福祉の推進

● 現況と課題

社会保障制度は、生活上の不安をもたらすさまざまな事態に対して、社会全体で支え合い、健やかで安心できる生活を保障するシステムであり、これまで時代の変化に応じた充実が図られてきました。

しかし、景気低迷の長期化や少子高齢化の進展など、社会経済情勢の変化により、市民は将来にわたる安定的な社会保障に対しての不安を持っています。

本市の生活保護の状況は、平成18年3月において610世帯、755人となっており、人口1,000人あたりの保護人員は6.79人と全国平均11.8人を下回っていますが、増加傾向にあり、また、生活保護は受けていないものの、それに近い状況にある低所得者世帯は相当数あるものと推定されます。

低所得者の多くは、高齢者や障害者、病弱者などであり、身体や家庭環境等についての悩みを持つ社会的に弱い立場の人たちです。

このような人たちが安心して日常生活を送ることができるよう、生活保護制度の適正な運用や援護制度の充実を図るとともに、それぞれの能力と可能性に応じて、経済的自立と生活意欲の向上のための支援が求められています。

■ 生活保護世帯と人員

単位：人、世帯

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人 員	662	687	720	708	755
世帯数	529	545	574	571	610
人口1000人あたりの保護人員	5.91	6.15	6.45	6.36	6.79

基本方針

低所得者が安定した生活ができるよう関係機関と連携を強化し、相談や支援機能の充実を図り、自立の促進に努めます。



基本的施策

低所得者福祉の推進

生活の安定と向上

生活保護制度の適正な運用

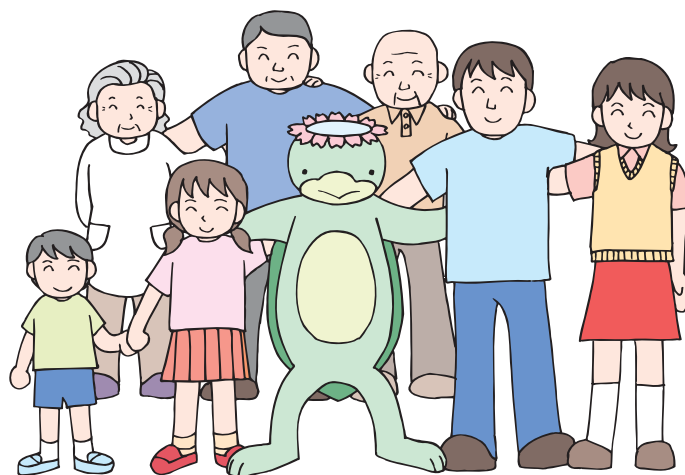
施策の方向

1. 生活の安定と向上

低所得者世帯の生活の安定と向上を図るため、資金貸付制度の活用などによる経済的自立の促進に努めるとともに、民生委員・児童委員等と連携して相談、援助活動が行える体制の充実を図ります。

2. 生活保護制度の適正な運用

生活保護世帯について、制度の適正な運用を進めるとともに、自立支援プログラムを策定し、関係機関との連携を図り、個々の生活保護受給者に応じた自立の促進に努めます。



I 子育て支援と健康福祉の充実

4-4. 国民健康保険事業の推進

● 現況と課題

国民健康保険は、農林業者、自営業者、無職者などを対象としており、国民皆保険体制の中心的役割を担う公的医療保険制度として、地域住民の医療確保と健康の保持、増進に大きな役割を果たしています。

しかし、フリーター（注）の増加など就業形態の変化、さらには雇用情勢の悪化などを背景として、被保険者は増加傾向にありますが、厳しい経済状況を反映して、保険料収入の伸びは期待できない状況が続いています。

さらに、急速な高齢化の進展、医療の高度化等により、医療費が年々増加しており、事業運営は極めて厳しい状況にあります。

このため、生活習慣病予防等の保健事業を積極的に推進するなど、医療費の適正化を図るとともに、保険料の収納率向上に努め、事業の健全化を推進する必要があります。

■ 国民健康保険被保険者の推移

単位：世帯、人、%

年 度	世 帯 数			人 口			被保険者数の内 老人保健該当者	
	総世帯数	被保険者 世帯数	加入率	総人口	被保険者数	加入率	人 数	率
平成 13 年	41,588	18,462	44.4	111,748	34,001	30.4	12,140	35.7
平成 14 年	41,897	19,158	45.7	111,614	35,207	31.5	12,391	35.2
平成 15 年	42,168	19,789	46.9	111,329	36,140	32.5	12,105	33.5
平成 16 年	42,539	20,075	47.2	111,149	36,388	32.7	11,750	32.3
平成 17 年	42,928	20,220	47.1	111,371	36,416	32.7	11,585	31.8

■ 医療費と保険料の推移

単位：円、%

年 度	医 療 費		保 険 料		医療費に対する 保険料割合
	1人当たり	上昇率	1人当たり	上昇率	
平成 13 年	435,568	100.0	83,471	100.0	19.2
平成 14 年	409,904	94.1	81,174	97.2	19.8
平成 15 年	422,603	97.0	80,390	96.3	19.0
平成 16 年	444,087	102.0	77,441	92.8	17.4
平成 17 年	470,534	108.0	73,990	88.6	15.7



基本方針

適正受診と保険料収納率の向上を図り、国民健康保険事業の安定運営に努めます。

基本的施策

国民健康保険事業の推進

国民健康保険事業の安定運営

健康づくりの推進

施策の方向

1. 国民健康保険事業の安定運営

適正受診や健康づくりを推進するとともに、負担の公平化の観点に基づいた保険料の適正な賦課と収納率の向上に努めます。

保険制度について正しい認識と理解を促進するため、関連情報の提供と相談機能の充実を図ります。

2. 健康づくりの推進

被保険者の健康増進のため、地域、関係機関と連携を図り、健康づくりや健康相談など、保健事業の支援を図ります。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○訪問指導事業（再掲） 保健師・看護師・栄養士等による訪問指導	→		
○健康づくり推進事業（再掲） 健康教育・健康相談・健（検）診の充実、予防接種、感染予防など	→		
○市民の健康と福祉のまちづくり推進事業（再掲） 市民の健康と福祉のまちづくりの推進	→		

I 子育て支援と健康福祉の充実

4-5. ひとり親家庭への支援

● 現況と課題

社会構造や結婚観の変化に伴う離婚率の上昇は、同時に母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭の増加をもたらしています。

現在、本市の母子家庭は約1,100世帯、父子家庭は約100世帯と推定されますが、なかでも若年母子家庭と父子家庭が増加しています。

母子家庭においては、中途就職者が多く、乳幼児のいる世帯では短時間勤務を余儀なくされることから、収入が低く経済的に不安定な傾向が見られます。また、精神的な負担が大きく、適切な相談の場がないなどの問題があります。

本市では、平成15年から母子自立支援員を配置し、母子相談やドメスティック・バイオレンス（注）などの相談業務を行っており、より一層の充実が必要です。

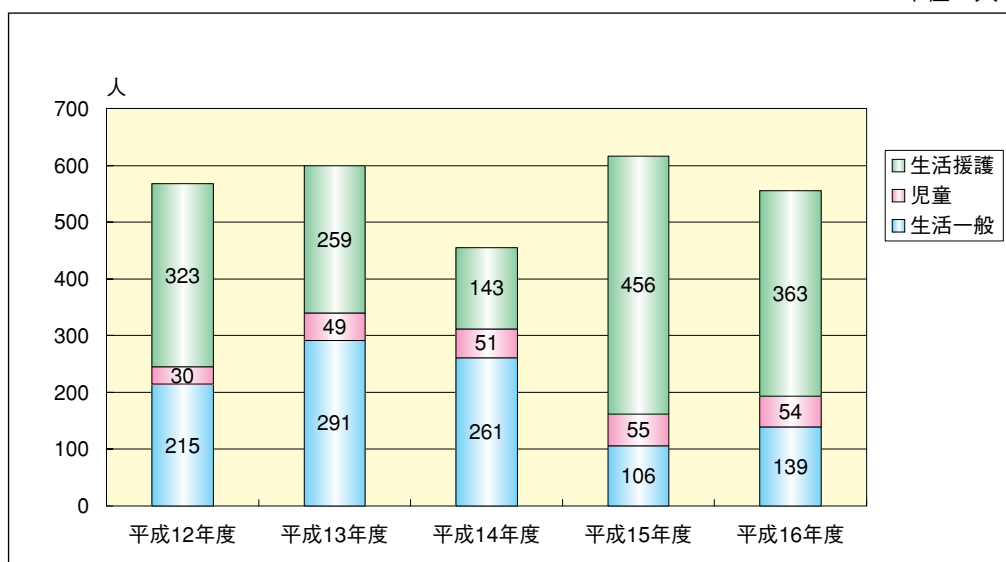
また、母子福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の公費負担などの制度充実、雇用の場の確保への支援などの取り組みが求められています。

父子家庭においては、一般的に経済的な不安は少ないものの、子どもの養育や家事等についての悩みは大きく、深刻な問題を抱えています。

今後、母子家庭だけでなく、父子家庭も含めた「ひとり親家庭施策」の推進が必要です。

■ 母子相談状況

単位：人





■ ひとり親家庭等医療費受給者の状況

単位：人

区分 \ 年度	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
ひとり親家庭等の父母	649	713	769	873	914
ひとり親家庭等の児童	1,087	1,204	1,224	1,455	1,538
父母のない児童	7	7	6	1	1
合 計	1,743	1,924	1,999	2,329	2,453

基本方針

ひとり親家庭の精神的・経済的基盤の確立を図るため、相談・指導体制の充実と自立促進のための施策の推進に努めます。

基本的施策

ひとり親家庭への支援

相談・指導体制の充実

社会参加と自立の支援

施策の方向

1. 相談・指導体制の充実

子育てや生活、経済的自立など、多様な問題に対して、関係機関との連携を図り適切な助言と指導を行う相談活動の充実や指導体制の強化に努めます。

2. 社会参加と自立の支援

職業相談を行うなど就労機会の拡充に努めるとともに、母子福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の公費負担などの経済的支援の充実に努め、自立支援を進めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成 18 年度 ～ 20 年度	中 期 平成 21 年度 ～ 23 年度	後 期 平成 24 年度 ～ 27 年度
○ひとり親家庭自立支援事業 相談支援体制の充実			

弥生小4年 猪澤 優太さん

